第109期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

個別注記表

連結注記表

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

株式会社京葉銀行

「個別注記表」および「連結注記表」につきましては、法令および当行定款第16条の定めにより、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.keiyobank.co.jp）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　３年～50年

その他　　３年～20年

⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,070百万円であります。

⑵ 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

⑶ 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

⑷ 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定率法により算出した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

⑸ 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

⑹ 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に対応した国債の利回りを基礎とする方法から、給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が639百万円減少、繰延税金負債が226百万円増加、利益剰余金が413百万円増加しております。また、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ53百万円減少しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1．関係会社の株式総額　34百万円

2．貸出金のうち、破綻先債権額は2,254百万円、延滞債権額は39,386百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額はありません。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,390百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は47,031百万円であります。

なお、上記２.から５.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,301百万円であります。

7．ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は2,050百万円であります。

8．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券　93,403百万円

担保資産に対応する債務

預金　2,886百万円

借用金　91,800百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券90,171百万円及びその他資産86百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金3,076百万円が含まれております。

9．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、658,742百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手

続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　15,841百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額　48,784百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額　1,979百万円
13.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は45百万円であります。
14. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輌等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
15. 関係会社に対する金銭債権総額　703百万円
16. 関係会社に対する金銭債務総額　1,439百万円

（損益計算書関係）

１．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	204百万円
役務取引等に係る収益総額	13百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	9百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	16百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,255百万円

２．当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
千葉県内	遊休資産　３件	土地・建物・動産	348百万円

これらの資産は使用範囲又は方法の変更により、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額348百万円（土地268百万円、建物79百万円、動産０百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

当行の資産のグルーピングは、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で、遊休資産については各資産単位で行っております。また、本部・本店、事務センター、研修所、寮・社宅等については共用資産としております。

回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、原則として不動産鑑定評価額に基づいておりますが、重要性が乏しい土地については、主として路線価に基づき算定しております。また、建物及び動産については、正味売却価額を原則として零としております。

3．関連当事者との取引

属　性	会社等の名称	住　所	資本金又は出資金（百万円）	事業内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等（人）	事業上の関係				
子会社	株式会社京葉銀保証サービス	千葉市中央区	30	信用保証業務	43	1	各種ローンの債務保証	被債務保証	47,593	－	－

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘　要
自己株式					
普通株式	11,345	3,241	144	14,442	注１、注２
合　計	11,345	3,241	144	14,442	

注１．普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得3,180千株及び単元未満株式の買取り61千株であります。

注２．普通株式の自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による減少141千株及び単元未満株式の売渡し２千株であります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

１．売買目的有価証券（平成27年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	10

2．満期保有目的の債券（平成27年３月31日現在）

	種　　類	貸借対照表計上額（百万円）	時　　価（百万円）	差　　額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国　　債	89,704	102,386	12,681
	地　方　債	－	－	－
	社　　債	4,638	5,193	554
	そ　の　他	34,099	34,303	203
	うち外国債券	34,099	34,303	203
	小　計	128,443	141,882	13,439
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国　　債	－	－	－
	地　方　債	－	－	－
	社　　債	－	－	－
	そ　の　他	8,000	7,989	△10
	うち外国債券	8,000	7,989	△10
	小　計	8,000	7,989	△10
合　計		136,443	149,871	13,428

3．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成27年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時　　価（百万円）	差　　額（百万円）
子会社・子法人等株式	－	－	－
関連法人等株式	－	－	－
合　計	－	－	－

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	34
関連法人等株式	－
合　計	34

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4．その他有価証券（平成27年３月31日現在）

	種　　類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	90,417	52,318	38,098
	債券	753,381	723,801	29,579
	国債	628,927	604,061	24,866
	地方債	60,628	58,483	2,145
	社債	63,825	61,257	2,567
	その他	11,096	10,988	107
	うち外国債券	11,096	10,988	107
	小計	854,894	787,108	67,786
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	373	409	△35
	債券	10,788	10,887	△98
	国債	10,145	10,241	△96
	地方債	199	200	△0
	社債	444	446	△2
	その他	－	－	－
	うち外国債券	－	－	－
	小計	11,162	11,297	△134
合計		866,057	798,406	67,651

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	628
その他	97
合　計	725

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

	売　却　額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	5,873	1,220	10
債券	185,980	1,105	－
国債	185,980	1,105	－
地方債	－	－	－
社債	－	－	－
その他	－	－	－
うち外国債券	－	－	－
合　計	191,853	2,326	10

6．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50％以上下落している銘柄及び時価が30％以上50％未満下落しており、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断し時価の回復可能性がないと認められる銘柄としております。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,971百万円
退職給付引当金	3,223百万円
減価償却費	1,276百万円
賞与引当金	415百万円
その他	1,672百万円
繰延税金資産小計	12,558百万円
評価性引当額	△237百万円
繰延税金資産合計	12,321百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△21,629百万円
繰延税金負債合計	△21,629百万円
繰延税金負債の純額	△9,308百万円

2．「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38％から、平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.83％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.06％となります。この税率変更により、繰延税金負債は1,065百万円減少し、その他有価証券評価差額金は2,239百万円増加し、法人税等調整額は1,174百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は512百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	987円26銭
１株当たりの当期純利益金額	54円22銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	54円 9銭

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

連結計算書類の作成方針

１．連結の範囲に関する事項
⑴　連結される子会社及び子法人等　　３社
株式会社京葉銀オフィスサービス
株式会社京葉銀保証サービス
株式会社京葉銀カード
株式会社京葉銀キャリアサービスは平成26年６月30日をもって清算結了したため、連結の範囲から除外しております。なお、清算結了時までの損益計算書については連結しております。
また、株式会社京葉銀オフィスサービスは、平成27年３月31日開催の株主総会の決議により解散いたしました。平成27年６月末頃清算結了の予定です。
⑵　非連結の子会社及び子法人等　　該当ありません。

２．持分法の適用に関する事項
⑴　持分法適用の非連結の子会社及び子法人等　　該当ありません。
⑵　持分法適用の関連法人等　　該当ありません。
⑶　持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　　該当ありません。
⑷　持分法非適用の関連法人等　　該当ありません。

３．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
３月末日　　３社

会計処理基準に関する事項

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法
⑴　有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　３年～50年
その他　　３年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

5．貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,401百万円であります。

6．賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7．役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8．役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9．利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子会社及び子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積り計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

11. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

12. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定率法により算出した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

14. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に対応した国債の利回りを基礎とする方法から、給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が634百万円減少、繰延税金資産が１百万円増加、繰延税金負債が226百万円増加、利益剰余金が412百万円増加し、少数株主持分が２百万円減少しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ52百万円減少しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

１．貸出金のうち、破綻先債権額は2,276百万円、延滞債権額は39,539百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

２．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は88百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

３．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,390百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

４．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は47,294百万円であります。

なお、上記１.から４.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,301百万円であります。

6．ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は2,050百万円であります。

7．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	93,403百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,886百万円
借用金	91,800百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券90,171百万円及びその他資産86百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金3,110百万円が含まれております。

8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、669,477百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　　15,841百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額　　48,836百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額　　1,979百万円

12.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は45百万円であります。

13. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輌等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（連結損益計算書関係）

1．「その他の経常費用」には、貸出金償却23百万円を含んでおります。

2．当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
千葉県内	遊休資産　3件	土地・建物・動産	348百万円

これらの資産は使用範囲又は方法の変更により、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額348百万円（土地268百万円、建物79百万円、動産０百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

当行の資産のグルーピングは、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で、遊休資産については各資産単位で行っております。また、本部・本店、事務センター、研修所、寮・社宅等については共用資産としております。

回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、原則として不動産鑑定評価額に基づいておりますが、重要性が乏しい土地については、主として路線価に基づき算定しております。また、建物及び動産については、正味売却価額を原則として零としております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	290,855	－	－	290,855	
合　計	290,855	－	－	290,855	
自己株式					
普通株式	11,389	3,241	144	14,486	注１、注２
合　計	11,389	3,241	144	14,486	

注１．普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得3,180千株及び単元未満株式の買取り61千株であります。

注２．普通株式の自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による減少141千株及び単元未満株式の売渡し２千株であります。

2．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	—					271	
合　計		—					271	

3．配当に関する事項

当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年６月27日定時株主総会	普通株式	1,537百万円	5.5円	平成26年３月31日	平成26年６月30日
平成26年10月31日取締役会	普通株式	1,537百万円	5.5円	平成26年９月30日	平成26年11月25日
合　計		3,075百万円			

平成27年６月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①　配当金の総額　1,520百万円
②　１株当たり配当額　5.5円
③　基準日　平成27年３月31日
④　効力発生日　平成27年６月26日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当行並びに連結される子会社及び子法人等（以下「当行グループ」という）は、千葉県を営業基盤とする地域金融機関として、預金や貸出業務及び各種金融サービスのほか、有価証券投資などを行っております。資金調達は預金を中心に行い、社債や債権流動化による調達は行っておりません。また、資金運用は中小企業等向けや住宅ローンを中心とした貸出業務及び国債を中心とした有価証券投資により行っており、最終的なリスクの所在が不明確な金融商品での運用は行っておりません。

また、金利変動により現在価値や期間収益が変動する金融資産及び金融負債を保有しているため、金利の変動による不利な影響が生じないように、当行では資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、景気の動向、不動産価格の変動等の経済環境及び取引先の経営状態の変化により、契約条件通りに債務が履行されない可能性があります。有価証券は国債を中心とする債券や上場株式等であり、主に銀行業務における資金運用

を目的として保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、一般顧客から調達する預金であり、当行の信用状況等の変化や予期せぬ経済環境等の変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生する流動性リスクに晒されております。

また、外貨建の金融資産・金融負債が純額で資産超または負債超となった場合、為替相場が変動することにより現在価値や期間収益に影響を与える為替リスクに晒されております。

⑶ 金融商品に係るリスク管理体制

当行の金融商品に係るリスク管理体制は以下のとおりであります。なお、連結される子会社及び子法人等についても当行の管理体制に準じ、各社のリスク・プロファイルに見合った管理を行っております。

① 信用リスクの管理

当行は、「信用リスク管理規定」に定めた信用リスク管理の基本方針、融資の基本姿勢に則り、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額管理、信用情報管理、信用格付、問題債権の対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、営業店のほか融資部、個人融資部等の信用リスク管理所管部署が行っております。また、信用リスクを分散するため「与信ポートフォリオ管理要領」を制定し、与信ポートフォリオのモニタリングを行い、その状況については定期的に取締役会等への報告を行っております。さらに与信管理の状況については、監査部による内部監査を実施しております。

② 市場リスクの管理

ⅰ 金利リスクの管理

当行は、「ALM委員会規定」に金利動向の予測、金利リスク量の把握、分析等を行うことを明記し、金利の変動リスクを管理しております。リスク管理を統括するリスク管理部は、ギャップ分析や金利感応度分析等を行い資産・負債の金利や期間を総合的に把握しており、定期的にALM委員会や取締役会等への報告を行っております。

なお、金利変動リスクをヘッジするためのデリバティブ取引は行っておりません。

ⅱ 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、取締役会で年度ごとの運用計画を決定したうえ、「市場関連リスク管理規定」等に従いリスクの管理を行っております。資金運用を所管する資金証券部及び国際部は、年間の投資限度額を設定し債券及び上場株式等の購入を行うほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報はリスク管理部及びALM委員会に報告し、検討、分析を行っております。

ⅲ 為替リスクの管理

外国為替取引には、顧客による外貨預金の預入・払出や外貨両替取引、貿易・貿易外取引等があります。国際部では、こうした取引に対し銀行間市場において反対取引を行うことにより、外貨建の金融資産と金融負債のバランスを管理し、為替リスクを抑制することとしております。

ⅳ 市場リスクに係る定量的情報

当行において、主要なリスク要因である金利リスクの影響を受ける主な金融商品は、「貸出金」「有価証券」のうち債券及び「預金」であり、株式の価格変動リスクの影響を受ける主な金融商品は、「有価証券」のうち株式であります。当行では、これらの金融商品の市場リスク量について、VaRによる定量的分析を利用しており、その算定にあたっては、分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間１年）を採用しております。

平成27年３月31日現在、当行の市場リスク量は、全体で43,163百万円です。

なお、当行では、算定したVaRの値と実際の損益を比較するバックテスティングを実施しており、算定にあたり使用する計測モデルは市場リスクを適切に捕捉していることを確認しております。

ただし、VaRは過去の一定期間（観測期間）の金利、株価の変動をベースに統計的手法により市場リスク量を計測する方法であり、観測期間に捉えきれなかったストレス事象の発生によるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理規定」に流動性リスクの適切な管理を行うことを明記し、半年毎に運用・調達のバランスを考慮した資金計画を策定するとともに、月次・週次・日次で資金繰りを厳格に管理しております。また「流動性危機時におけるコンティンジェンシー・プラン」を策定し、迅速かつ適切に対応できる体制を整備しております。

⑷ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２）参照)。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴ 現金預け金	310,161	310,161	－
⑵ 有価証券	1,004,063	1,017,492	13,428
満期保有目的の債券	137,443	150,872	13,428
その他有価証券	866,620	866,620	－
⑶ 貸出金	2,948,592		
貸倒引当金（*）	△9,611		
	2,938,980	2,949,034	10,054
資　産　計	4,253,206	4,276,688	23,482
⑴ 預金	3,931,633	3,931,916	283
⑵ 譲渡性預金	9,642	9,642	－
⑶ 借用金	91,800	91,630	△169
負　債　計	4,033,076	4,033,189	113

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法

資　産

⑴　現金預け金

預け金は全て満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑵　有価証券

株式は取引所における取引価格、債券は業界団体が公表する取引価格等の市場価格によっております。自行保証付私募債は、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

⑶　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。また、一部の個人ローン等は、商品ごとの将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負　債

⑴　預金、及び⑵　譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑶　借用金

借用金のうち、固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等で割り引くことにより、現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。変動金利によるものは該当ありません。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産⑵　その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区　分	連結貸借対照表計上額
①　非上場株式	629
②　その他の証券	97
合　計	726

(注) 上記の有価証券については、市場価格がなくかつ将来キャッシュ・フローが約定されていないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預け金	281,868	－	－	－	－	－
有価証券（＊１）	99,826	120,418	146,553	178,840	261,765	73,579
満期保有目的の債券	14,100	11,500	17,500	－	52,000	42,639
その他有価証券のうち満期があるもの	85,726	108,918	129,053	178,840	209,765	30,939
貸出金（＊２）	512,905	497,213	368,033	274,246	347,746	906,631
合　計	894,601	617,631	514,587	453,086	609,511	980,210

（＊１）有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、連結貸借対照表価額とは一致しません。

（＊２）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない41,816百万円は含めておりません。

（注４）預金、譲渡性預金及び借用金の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	３カ月未満	３カ月以上 ６カ月未満	６カ月以上 １年未満	１年以上 ２年未満	２年以上 ３年未満	３年以上
預金（＊）	2,492,167	331,247	520,535	188,205	246,604	152,872
譲渡性預金	－	9,642	－	－	－	－
借用金	16,500	2,900	0	30,000	0	42,400
合　計	2,508,667	343,790	520,536	218,205	246,604	195,272

（＊）預金のうち、要求払預金については、「３カ月未満」に含めて開示しております。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

１．売買目的有価証券（平成27年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	10

2．満期保有目的の債券（平成27年３月31日現在）

	種　　類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時　　価 (百万円)	差　　額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国　　債	90,704	103,386	12,681
	地　方　債	－	－	－
	社　　債	4,638	5,193	554
	そ　の　他	34,099	34,303	203
	うち外国証券	34,099	34,303	203
	小　計	129,443	142,882	13,439
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国　　債	－	－	－
	地　方　債	－	－	－
	社　　債	－	－	－
	そ　の　他	8,000	7,989	△10
	うち外国証券	8,000	7,989	△10
	小　計	8,000	7,989	△10
合　計		137,443	150,872	13,428

3．その他有価証券（平成27年３月31日現在）

	種　　類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取　得　原　価 (百万円)	差　　額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　　式	90,417	52,318	38,098
	債　　券	753,381	723,801	29,579
	国　　債	628,927	604,061	24,866
	地　方　債	60,628	58,483	2,145
	社　　債	63,825	61,257	2,567
	そ　の　他	11,659	11,062	596
	うち外国証券	11,659	11,062	596
	小　計	855,457	787,183	68,274
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　　式	373	409	△35
	債　　券	10,788	10,887	△98
	国　　債	10,145	10,241	△96
	地　方　債	199	200	△0
	社　　債	444	446	△2
	そ　の　他	－	－	－
	うち外国証券	－	－	－
	小　計	11,162	11,297	△134
合　計		866,620	798,480	68,140

4．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

	売　却　額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	5,873	1,220	10
債券	185,980	1,105	－
国債	185,980	1,105	－
地方債	－	－	－
社債	－	－	－
その他	－	－	－
うち外国証券	－	－	－
合　計	191,853	2,326	10

5．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50％以上下落している銘柄及び時価が30％以上50％未満下落しており、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断し時価の回復可能性がないと認められる銘柄としております。

（税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38％から、平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.83％に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.06％となります。この税率変更により、繰延税金資産は２百万円減少、繰延税金負債は1,100百万円減少、その他有価証券評価差額金は2,240百万円増加、退職給付に係る調整累計額は28百万円増加し、法人税等調整額は1,178百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は512百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	991円62銭
１株当たりの当期純利益金額	53円59銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	53円46銭

（ストック・オプション等関係）

1．ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費　86百万円

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

⑴　ストック・オプションの内容

	2011年 第１回新株予約権	2012年 第２回新株予約権	2013年 第３回新株予約権	2014年 第４回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役15名	当行取締役15名	当行取締役15名	当行取締役13名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　294,500株	普通株式　269,200株	普通株式　175,000株	普通株式　174,400株
付与日	平成23年７月20日	平成24年８月１日	平成25年８月１日	平成26年７月31日
権利確定条件	権利確定条件は 定めていない。	権利確定条件は 定めていない。	権利確定条件は 定めていない。	権利確定条件は 定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は 定めていない。	対象勤務期間は 定めていない。	対象勤務期間は 定めていない。	対象勤務期間は 定めていない。
権利行使期間	平成23年７月21日から 平成53年７月20日まで	平成24年８月２日から 平成54年８月１日まで	平成25年８月２日から 平成55年８月１日まで	平成26年８月１日から 平成56年７月31日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

⑵ ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2011年 第１回新株予約権	2012年 第２回新株予約権	2013年 第３回新株予約権	2014年 第４回新株予約権
権利確定前				
前連結会計年度末	－	－	175,000株	－
付与	－	－	－	174,400株
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	175,000株	－
未確定残	－	－	－	174,400株
権利確定後				
前連結会計年度末	253,300株	232,600株	－	－
権利確定	－	－	175,000株	－
権利行使	57,100株	50,600株	34,000株	－
失効	－	－	－	－
未行使残	196,200株	182,000株	141,000株	－

② 単価情報

	2011年 第１回新株予約権	2012年 第２回新株予約権	2013年 第３回新株予約権	2014年 第４回新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	518円	518円	518円	－
付与日における 公正な評価単価	396円	320円	505円	493円

（注）１株当たりに換算して記載しております。

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2014年第４回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

⑴ 使用した評価技法　ブラック・ショールズ式

⑵ 主な基礎数値及びその見積方法

	2014年 第４回新株予約権
株価変動性（注１）	25.20%
予想残存期間（注２）	2.92年
予想配当（注３）	10.5円/株
無リスク利子率（注４）	0.088%

（注１）予想残存期間2.92年に対応する期間の株価実績に基づき算定しております。

（注２）過去10年間に退任した取締役等の平均在任期間を予想残存期間とする方法で見積もっております。

（注３）平成26年３月期の配当実績によります。

（注４）予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。